

令和6年度 固定資産税（償却資産）の申告について

問 税務課固定資産税係 ☎(43)1121

償却資産とは

山鹿市内で事業を営む個人・法人が、その事業に使用している資産（構築物・建物附属設備、機械および装置、車両および運搬具、工具・器具および備品など）のことを「償却資産」といい、固定資産税の課税対象になります。（全ての償却資産の課税標準額の合計が、免税点（150万円）未満の場合には課税されません）

確定申告上の減価償却資産と固定資産税の「償却資産」は制度目的が異なるものであり、確定申告をしても固定資産税の申告*は必要です。

※地方税法第383条の規定により、毎年1月1日現在（賦課期日）の所有状況を山鹿市に申告する義務があります。

●申告が必要な人

- 令和6年1月1日現在、償却資産を所有している事業者（個人・法人）
- 申告対象資産の課税標準額合計が免税点（150万円）未満となる場合でも申告は必要です。
- 赤字のため減価償却を行っていない資産や、耐用年数経過による償却済み資産なども対象です。

※前年中に資産の増減がない場合や、廃業した場合も申告が必要です。

●申告書の送付

令和5年度の申告をした人には、12月に令和6年度用申告書（様式）を郵送します。国税・市県民税資料の調査（地方税法第354条の2）に基づき、申告対象と思われる人にも申告書を送ることがあります。

新規で申告が必要な人や申告書が届かない場合は、お問い合わせください。市ホームページから申告の手引きと申告書をダウンロードすることもできます。

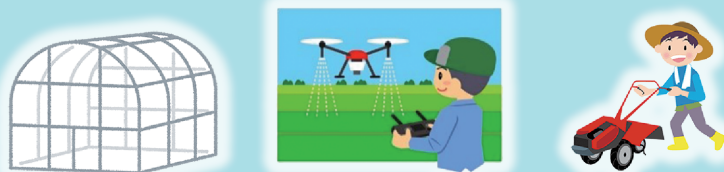
（「山鹿市償却資産」で検索してください）

●提出期限 令和6年1月31日(水)まで



対象資産の例

農業



施設・設備：ビニールハウス、冷暖房設備、堆肥舎など
機械：乾燥機、農薬散布用ドローン、農耕用ロータリーなど
※乗用装置のある農耕作業用の小型特殊自動車（トラクタ、田植え機、コンバインなど）は、軽自動車税の課税対象となりますので、償却資産の対象外です。ナンバープレートの交付を受けていない場合は、市役所または各市民センターで申請してください。

電気供給業



太陽光パネル、風力発電設備、パワーコンディショナーなど（個人用でも発電出力が10kW以上は、申告が必要です）

飲食店



ちゅうぼう
厨房設備、冷凍冷蔵庫など

小売業



陳列ケース、冷蔵庫など

建設業



パワーショベル、発電機など

理美容業



理美容用椅子、洗面設備など